



## その1 災害補償課

昨年4月1日に「年金たる損害補償等の額の端数処理の取扱いについて」(平成20年4月1日付け消基発第135号)が発出されましたが、年金額が改定された場合、端数がどのように変更されるのか、参考例を教えてください。



年金額の改定事由として、事例が多いものとしては、

- 1 補償基礎額の改定
- 2 受給権者又は受給資格者に変更が生じた場合
  - (1) 受給権者(妻)が55歳に達した場合
  - (2) 受給資格者が死亡等により失格した場合
- 3 同一の事由により他の法律の規定による年金が併給される場合  
などがあります。

ご参考までにそれぞれの支給例を次のとおりお示ししますので、ご確認ください。

### 1 補償基礎額の改定があった場合

〈例〉遺族補償年金

$$\cdot \text{遺族の数} \quad 2人 \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{受給権者} \quad 1人 \\ \text{受給資格者} \quad 1人 \end{array} \right\} 201倍$$

・平成19年度の補償基礎額 9,433円 (基礎額8,800+扶養加算額433+200)

・平成20年度の補償基礎額 9,450円 (基礎額8,800+扶養加算額433+217)

#### ① 平成19年度

○ 年金額

(補償基礎額) (乗すべき数)

$$9,433円 \quad \times \quad 201 \quad = \quad 1,896,033 \quad \Rightarrow \quad \underline{1,896,000円}$$

(基準政令第12条の2による端数処理)

○ 4月期（20年2月及び3月分）に受給権者に対して支払われる額  
（年金額） （支給月数／12）

$$1,896,000円 \times 2/12 = \underline{316,000円} \text{ (端数なし)}$$

② 平成20年度

○ 年金額

（補償基礎額） （乗すべき数）

$$9,450円 \times 201 = 1,899,450 \Rightarrow \underline{1,899,500円}$$

（基準政令第12条の2による端数処理）

○ 6月、8月、10月及び12月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額

（年金額） （支給月数／12）

$$1,899,500円 \times 2/12 = 316,583 \text{ 1/3} \Rightarrow \underline{316,583円}$$

（端数処理 [円未満切り捨て]）

③ 21年2月期に受給権者に対して支払われる額

（年金額） （支給月数／12）

〔6月、8月、10月及び12月期  
に切り捨てられた額〕

$$1,899,500円 \times 2/12 + 1/3 \times 4 \\ = 316,583 + 1/3 + 4/3 = 316,584円 \text{ 2/3} \Rightarrow \underline{316,584円}$$

（端数処理 [円未満切り捨て]）

2 受給権者又は受給資格者に変更が生じた場合

(1) 受給権者（妻）が55歳に達した場合

〈例〉遺族補償年金

・遺族の数 1人 { 受給権者 1人 } 153倍→175倍（20年8月分以降）

・平成19年度及び20年度の補償基礎額 9,233円（基礎額8,800+扶養加算額433）

・平成20年7月30日に受給権者（妻）が55歳に達した。

① 変更前

○ 年金額（20年8月期支給分まで）

（補償基礎額） （乗すべき数）

$$9,233円 \times 153 = 1,412,649 \Rightarrow \underline{1,412,600円}$$

（基準政令第12条の2による端数処理）

○ 4月、6月、8月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額  
 (年金額) (支給月数/12)  
 $1,412,600円 \times 2/12 = 235,433 \text{ 円} \times 1/3 \Rightarrow \underline{235,433円}$   
 (端数処理 [円未満切り捨て])

② 変更後

○ 年金額 (20年10月期支給分以降)  
 (補償基礎額) (乗すべき数)  
 $9,233円 \times 175 = 1,615,775 \Rightarrow \underline{1,615,800円}$   
 (基準政令第12条の2による端数処理)

○ 10月、12月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額  
 (年金額) (支給月数/12)  
 $1,615,800円 \times 2/12 = \underline{269,300円}$  (端数なし)

○ 21年2月期に受給権者に対して支払われる額  
 (年金額) (支給月数/12)  $\left[ \begin{array}{l} \text{4月、6月、8月期} \\ \text{に切り捨てられた額} \end{array} \right]$   
 $1,615,800円 \times 2/12 + 1/3 \times 3$   
 $= 269,300 + 1 (3/3) = \underline{269,301円}$

(2) 受給資格者が死亡等により失格した場合

〈例〉遺族補償年金

・遺族の数 2人  $\left\{ \begin{array}{l} \text{受給権者 1人} \\ \text{受給資格者 1人} \end{array} \right\}$  201倍→153倍 (20年8月分以降)

・平成19年度の補償基礎額 9,433円 (基礎額8,800+扶養加算額433+200)

・平成20年度の補償基礎額 9,450円 (基礎額8,800+扶養加算額433+217)

・受給資格者が平成20年7月に死亡した。

① 変更前

○ 平成19年度の年金額  
 (補償基礎額) (乗すべき数)  
 $9,433円 \times 201 = 1,896,033 \Rightarrow \underline{1,896,000円}$   
 (基準政令第12条の2による端数処理)

○ 4月期（20年2月及び3月分）に受給権者に対して支払われる額  
 （年金額） （支給月数／12）  
 $1,896,000円 \times 2/12 = \underline{316,000円}$ （端数なし）

○ 平成20年度の年金額（20年8月期支給分まで）  
 （補償基礎額） （乗すべき数）  
 $9,450円 \times 201 = 1,899,450 \Rightarrow \underline{1,899,500円}$   
 （基準政令第12条の2による端数処理）

○ 6月、8月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額  
 （年金額） （支給月数／12）  
 $1,899,500円 \times 2/12 = 316,583 \text{ 1/3} \Rightarrow \underline{316,583円}$   
 （端数処理 [円未満切り捨て]）

② 変更後

○ 平成20年度の年金額（20年10月期支給分以降）  
 （補償基礎額） （乗すべき数）  
 $9,450円 \times 153 = 1,445,850 \Rightarrow \underline{1,445,900円}$   
 （基準政令第12条の2による端数処理）

○ 10月、12月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額  
 （年金額） （支給月数／12）  
 $1,445,900円 \times 2/12 = 240,983 \text{ 1/3} \Rightarrow \underline{240,983円}$   
 （端数処理 [円未満切り捨て]）

○ 21年2月期に受給権者に対して支払われる額  
 （年金額） （支給月数／12）  $\left[ \begin{array}{l} \text{6月、8月、10月及び12月期} \\ \text{に切り捨てられた額} \end{array} \right]$   
 $1,445,900円 \times 2/12 + 1/3 \times 4$   
 $= 240,983 + 1/3 + 4/3 = 240,984円 \text{ 2/3} \Rightarrow \underline{240,984円}$   
 （端数処理 [円未満切り捨て]）

（注）なお、受給権者が死亡した場合には、「広報消防基金No.170（2009年1月号）」のp71～72のQ&Aを参考にしてください。

### 3 同一の事由により他の法律の規定による年金が併給される場合

#### 〈例〉遺族補償年金

$$\cdot \text{遺族の数} \quad 1人 \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{受給権者} \quad 1人 \end{array} \right\} \quad 153\text{倍}$$

- ・ 20年3月31日に事故発生
- ・ 平成20年度の補償基礎額 9,233円（基礎額8,800+扶養加算額433）
- ・ 平成20年6月から厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金を受給開始

#### ① 遺族厚生年金の併給開始前

- 年金額（20年6月期支給分）

（補償基礎額） （乗すべき数）

$$9,233\text{円} \times 153 = 1,412,649 \Rightarrow \underline{1,412,600\text{円}}$$

（基準政令第12条の2による端数処理）

- 6月期に受給権者に対して支払われる額

（年金額） （支給月数/12）

$$1,412,600\text{円} \times 2/12 = 235,433 \quad 1/3 \Rightarrow \underline{235,433\text{円}}$$

（端数処理 [円未満切り捨て]）

#### ② 遺族厚生年金の併給開始後

- 年金額（20年8月期支給分以降）

（補償基礎額） （乗すべき数） （調整率）

$$9,233\text{円} \times 153 \times 0.84 = 1,186,625.16 \Rightarrow \underline{1,186,600\text{円}}$$

（基準政令第12条の2による端数処理）

- 8月、10月及び12月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額

（年金額） （支給月数/12）

$$1,186,600\text{円} \times 2/12 = 197,766 \quad 2/3 \Rightarrow \underline{197,766\text{円}}$$

（端数処理 [円未満切り捨て]）

- 21年2月期に受給権者に対して支払われる額

（年金額） （支給月数/12）

$$1,186,600\text{円} \times 2/12 + \left[ \begin{array}{l} \text{6月、8月、10月及び12月期} \\ \text{に切り捨てられた額} \end{array} \right]$$
$$= 197,766 + 2/3 + 7/3 = \underline{197,769\text{円}}$$

なお、消防団員に福祉事業として付加給付される特別給付金についても、同様に端数処理を行うこととなりますので、ご注意ください。